

審 査 基 準

令和 7 年 3 月 3 1 日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第 8 条第 4 項
処 分 の 概 要：許可証の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 質屋営業法施行規則第 1 条（申請及び届出の一般的手続） ・ 質屋営業法施行規則第14条（許可証の再交付の申請）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間：14日
申 請 先：営業所の所在地の所轄警察署生活安全課（係）
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部生活安全企画課又は所轄警察署生活安全課（係）
備 考：